

広島市立大学名誉教授称号授与規程

平成22年4月1日

規 程 第 40 号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条及び広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第13条第2項の規定に基づき、広島市立大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の基準)

第2条 名誉教授の称号を授与する者は、広島市立大学（以下「本学」という。）を退職した者で次の各号のいずれかに該当するもののうちから選考するものとする。

- (1) 本学の教授として15年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績があった者
- (2) 本学の教授、准教授又は講師として勤務した者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 本学又は本学の学部等の創設に特に功績があった者
 - イ 社会的に高い評価を得ている賞等の受賞者又はこれと同等以上の者
 - ウ その他教育上又は学術上の功績が特に顕著であったと認められる者

(3) 本学の学長として特に功績があった者

2 本学の教授として5年以上勤務した者については、前項第1号の勤務年数に、次に掲げる年数を通算することができる。

- (1) 本学の准教授としての勤務年数はその3分の2の年数、専任講師としての勤務年数はその2分の1の年数
- (2) 本学以外の大学の教授としての勤務年数はその3分の2の年数、准教授としての勤務年数はその2分の1の年数、専任講師としての年数はその3分の1の年数
- (3) 大学の教授、准教授又は専任講師に相当すると認めた教育研究機関の職としての勤務年数は、前号に準ずる年数

(選考の手続)

第3条 名誉教授の称号を授与しようとするときは、第2条第1項第1号又は第2号に該当する者については学部、研究科、広島平和研究所、附属施設・センター又

は事務局（以下「部局等」という。）が当該部局等の教授会又はこれに代わる会議の議を経て学長に推薦するものとし、同項第3号に該当する者については学長又は教育研究評議会委員の3分の1以上の賛成により発議するものとする。

2 学長は、前項の推薦又は発議があったときは、教育研究評議会の議を経て、名誉教授の称号を授与する。

3 前項に定める教育研究評議会の議は、出席者の3分の2以上の賛成を要するものとし、無記名投票によりこれを決定する。

（辞令書の交付等）

第4条 名誉教授の称号の授与は、辞令書（別記様式）の交付をもって行う。

2 名誉教授は、次に掲げる特典を受けることができるものとする。

(1) 本学の諸式典及び重要な行事等への招待

(2) 本学施設等の利用に関する便宜

(3) 本学の刊行物等の贈呈

（称号の授与の取消し）

第5条 名誉教授の称号を授与された者が、その榮譽を汚すと認められる行為を行ったときは、学長は、教育研究評議会の議を経て称号の授与を取り消し、辞令書を返納させる。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 27 日から施行する。

様式 略